

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

新庄市長 山科 朝則

市町村名 (市町村コード)	新庄市 (205)
地域名 (地域内農業集落名)	野中地区 (野中)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月3日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

野中地区では、後継者のいる農家は少なく地域内で担い手となる後継者の育成をし、人材を確保をすることが必須であり、地域外からも地域の農地を担う者を受け入れる必要がある。しかし、経営規模拡大意向のある地域の担い手もいることから、その経営体へ農地の集約化を推進していくことも求められる。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

野中地区で中心的担い手となるのは15経営体であり、地域内農地で適切に営農を継続していくためには、入作を希望する担い手の受け入れを促進していく必要がある。水稻においては、地域内の経営規模拡大意向のある担い手に農地を集約化させ、その他の農地では、収益性の高いネギや畑作物のそばの生産拡大を目指していく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	154 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

今後の地域計画の話し合いの中で、農用地区域については確認整理していく予定である。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

#### (1) 農用地の集積、集約化の方針

経営規模拡大意向のある担い手(認定農業者)が地域内農地を優先的に耕作していくこととする。地域内営農者相互に農地の出し手情報の交換及び収集を図りながら、現担い手への農地の集約化を働きかけていく。また入作を積極的に受入れ、地域農地の適切な活用を促進していく。

#### (2) 農地中間管理機構の活用方針

経営農地の集約化をより推進していくため、出し手となる農地所有者は、原則農地を農地中間管理機構へ貸し付けていくこととする。地域の担い手が、病気やケガなど様々な事情により営農の継続が困難になる場合については、農地中間管理機構の農地バンクとしての機能を活用し、農地の円滑な耕作継続が出来るよう、新たな受け手への貸し付け等を進めていく。

#### (3) 基盤整備事業への取組方針

より効率的な営農のため、基盤整備が必要となる地域内の農用地については地域の担い手で検討をしていく。

#### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域内の担い手が営農をしていくまでの意向を踏まえながら、市及び農業協同組合、土地改良区などの営農に関わる各種組織と連携しながら、地域の担い手の確保・育成に取り組んでいく。

#### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

特になし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】